

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)		受付日	令和 6 年 1 1 月 8 日
		回答日	令和 6 年 1 1 月 2 7 日
件 名			
農地の枯れ葉を燃やす問題について			
内 容			
農家が枯れ葉等を燃やすことにより、近隣環境への影響が心配である。また匂いもあるので何とかしてほしい。			
回 答			
屋外での焼却につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、一部の例外を除き禁止されております。 農林業者が自己の農業又は林業の作業に伴う軽微な焼却は例外として認められておりますが、煙や臭いなどが周辺の迷惑とならないよう、燃やす量や風向き、時間帯等に配慮する必要があり、ビニールやプラスチック等を燃やすなど、認められる内容を逸脱していることにお気づきの際は、市役所または警察に通報してください。			
事務担当課	生活環境保全課（046-260-5106）		

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。